

青山記念武道館
管理業務仕様書

令和8年5月
半田市

管理業務仕様書

以下の資料は青山記念武道館の保守点検業務や、委託業務の仕様書です。
指定管理者においては、これら業務の内容を把握するとともに、最低限これらと同等の管理業務を実施してください。

- (1)空調設備保守点検業務(別紙仕様書No.1)
- (2)消防設備保守点検業務(別紙仕様書No.2)
- (3)警備保障業務(別紙仕様書No.3)
- (4)植栽庭園管理業務(別紙仕様書No.4)
- (5)電気設備保安管理業務(別紙仕様書No.5)
- (6)自動扉保守点検業務(別紙仕様書No.6)
- (7)清掃業務(別紙仕様書No.7)
- (8)建築物定期調査業務(別紙仕様書No.8)
- (9)青山ひろば駐車場門扉開閉業務(別紙仕様書No.9)
- (10)体育施設年間行事調整業務仕様書(別紙仕様書No.10)

青山記念武道館空調設備保守点検業務仕様書

青山記念武道館空調設備保守点検業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

- 1 保守点検業務の内容は、後述の青山記念武道館空調設備保守点検表によるものとする。
- 2 冷暖房の運転切り換えは各1回(年2回)とする。
- 3 契約期間内において、設備の故障又は動作等の不良が起きた場合は、速やかに対応すること。また、その場合の作業料金は無償とする。但し、消耗品等の交換部品は実費を支払うこととする。

青山記念武道館空調設備保守点検表

①

機 械 名	台数	保 守 点 検 項 目	回数
冷温水発生機 CH-30P CH-40P CH-50P	3	電気系統 部品脱落、欠品の確認	2
		// 電圧測定	2
		// セレクトスイッチの運転確認	2
		// 電磁開閉器の異常確認	2
		// 基盤類作動確認	2
		// センサー類作動確認	2
		// 冷温水温度スイッチ温度設定確認	2
		// 接続部外れ、弛み確認	2
		補 機 溶液循環ポンプ電流測定	2
		// 冷媒凍結防止弁作動確認	2
		// 流量制御弁作動確認	2
		// 冷媒ストップ弁作動確認	2
		// 冷暖房切換弁作動確認	2
		ガスバーナー 機内配管の外部漏れ試験	2
		// 安全遮断弁の外部漏れ試験	2
		// バーナーブロック点検	2
		// ダンパー動作確認	2
		// 点火トランス作動確認	2
		// フレーム電流測定	2
		// パイロット点火具合点検	2
		// 燃焼状態の確認	2
		// 排ガス測定	2
		// 風圧測定	2
		// 風圧スイッチ作動確認	2
		各部温度 冷温水出入口温度の測定及び調整	2
		// 冷却水温度の測定及び調整	2
		// 蒸発機温度の測定及び調整	2
		// 高温再生器温度の測定及び調整	2
		// 凝縮器温度の測定及び調整	2
		本体内観 Pdセルヒーター作動確認	2
		// 真空排気状況確認	2
		水系関係 水漏れ確認	2
		// 循環水量の確認	2
// 冷温水、冷却ポンプ運転状態確認	2		
// エアー抜き弁等の作動確認	2		
// シスターンの確認	2		

青山記念武道館空調設備保守点検表

②

機 械 名	台数	保 守 点 検 項 目	回数
膨 張 タ ン ク	1	ボールタップ点検	2
		配管水漏れ点検	2
		吊金物点検	2
空 気 調 和 器 (ファンコイルユニット)	23	フィルター清掃	2
		送風機回転状態点検	2
		電動機回転状態点検	2
		ドレンパン、ドレン排水口点検	2
		自動弁作動確認	2
		温度計作動確認	2
		吊金物点検	2
		ダクト接続部確認	2
		熱 交 換 器	6
フィルター清掃	2		
ダンパー動作確認	2		
運転作動確認	2		
排 気 フ ァ ン	2	Vベルト点検	2
		吊金物点検	2
		回転状態点検	2
		ダクト接続部点検	2
空 調 機	7	冷媒系統漏れ検査	2
		電磁開閉器の接点点検	2
		運転スイッチ作動点検	2
		熱交換機汚れ点検	2
		高圧圧力テスト	2
		低圧圧力テスト	2
		運転電圧測定	2
		ファン電流測定	2
		吹出口温度測定	2
		吸込口温度測定	2
		フィルター清掃	2
		ドレン系統点検	2
		給水ポンプ	2
計装関係点検	2		
異常信号確認点検	2		

青山記念武道館消防設備保守点検業務仕様書

青山記念武道館消防設備保守点検業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

- 1 報告書作成等、官庁手続き一切を含む。
- 2 点検は、外観・機能・作動点検年1回、外観・機能・総合点検年1回の計2回とする。
- 3 点検内容は後述のとおりとする。

【点検内容】

1	消火器	粉末ABC(小型)	20本
		※ 薬剤充填は別途とする。	
2	屋内消火栓設備	加圧送水装置(モーターポンプ)	1組
		操作盤	1台
		1号消火栓及び格納庫	8基
		起動装置	8基
		標識灯	8個
		呼水装置	1式
		連動試験(放水試験)	1式
		常用電源	1式
3	自動火災報知設備	受信機P型(1級20窓)	1台
		感知器(差動式スポット型)	33個
		感知器(定温式スポット型)	7個
		煙感知器(洗浄代は別途)	38個
		発信器(P型1級)	8個
		表示灯	8個
		電鈴	8個
		消火栓起動連動装置	1式
		予備電源	1式
		常用電源	1式
4	非常警報設備(非常放送設備)	アンプ(120W)	1台
		スピーカー	50台
		非常警報操作盤	1台
		予備電源	1式
		常用電源	1式
		スイッチ類	1式
5	誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯(中型)	4台
		避難口誘導灯(大型)	5台
		通路誘導灯(中型)	20台
		信号装置	1式
		常用電源	1式
6	自家発電設備	発電機(エンジン含む)定格出力24KVA220V	1基
		始動装置	1式
		自動制御器	1式
		負荷連動試験	1式
		絶縁抵抗試験	1式
		蓄電池設備	1式
7	消火栓ホース	耐圧試験	6本

青山記念武道館警備保障業務仕様書

青山記念武道館警備保障業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

青山記念武道館 半田市青山二丁目1番地の2

2 使用回線及びシステム

一般公衆回線(常時断線監視機能付き)を使用する。

委託警備:セントラル警備保障株式会社(令和8年度現在)

※上記のものと同様も可

3 業務の種類

(1)防犯「提供業務」(別紙①)

(2)火災異常「提供業務」(別紙②)

別紙①

防犯「提供業務」

この文書においては、委託者(指定管理者)を甲とし、受託者(警備会社)を乙とする。

第1条 乙は、第3条に定める時間帯において警報機器がセットされているとき、セットされているエリアについて、警報機器または甲もしくは第三者の所有に属して乙の認めた設備・機器(以下「甲の機器」)によって監視を行い、侵入異常を受信したときは緊急対処及び警察機関への通知を行う。

第2条 乙は、侵入異常を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行う。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な措置をとるものとする。ただし、有人運用(警報機器をセットした後も契約対象物件内または附属施設内が有人と取り決めた場合をいう)の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡するものとする。

第3条 業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日 21:30～9:00

ただし、甲の休日は終日とする。

第4条 警報機器の作動に関し遅延時間を設定した場合、甲はそれに起因して発生した損害については、乙の責任を問わないものとする。

第5条 甲は乙に対し、連絡優先順位を明示して緊急連絡先名を通知するものとし、当該緊急連絡先名を変更するときは事前に遅滞なく文書をもって乙に通知するものとする。

第6条 本書に定めなき業務提供に関する事項については必要の都度甲と乙で協議の上、文書で取決めるものとする。

第7条 乙の業務提供に関し甲が損害を被ったときには、甲は乙に対して損害賠償請求するにあたり、当該損害にかかる乙の責に帰すべき事由、及び損害の範囲を客観的に証明するものとする。甲が前記の処置をとらない限り、乙はその損害について一切責任を負わないものとする。

第8条 甲は、下記事項について、文書をもって乙に通知するものとする。

(1)甲の都合による契約対象物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更等(甲の機器の変更も含む)を行う場合、原則として変更を行う日の15日前までに通知するものとする。

(2)契約対象物件に隣接する建物の造築等周囲の状況の変化その他本「提供業務」に定める乙の業務提供条件に変更を及ぼす事由が生じたことと認められる場合、直ちに通知するものとする。

第9条 甲の機器の正常作動の保持がなされず、乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知するものとする。

2. 甲の機器が甲により修理、復旧されるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については何ら変更しないものとする。

3. 甲の機器の正常作動が保持されないことにより乙が損害を被った場合、乙は甲に対してその賠償を請求できるものとする。

第 10 条 乙は、下記事項については一切責任を負わないものとする。なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益及びこれにかかる費用は含まないものとする。

- (1)乙が甲の要求により実施する特別の又は追加業務提供行為から生じた障害、損害又は損失。かかる障害、損害又は損失が乙又はその従業員、もしくはその代理人の過失その他いかなる理由によるものかを問わない。
- (2)天変地異その他不可抗力により生じた一切の損害。
- (3)乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線による送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。
- (4)本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる「異常」を対象とするときに、緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた一切の損害。
- (5)屋外に所在する甲の財物について発生した一切の損害、及び警報機器設置箇所以外又は警報機器の機能外で発生した一切の損害。
- (6)甲が警報機器をセットする際に契約対象物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前からの潜入、潜伏者を発見できなかった為に生じた盗難、破壊その他一切の損害。
- (7)現金、貴重品を契約対象物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた一切の責任。
- (8)本「提供業務」第8条第(1)号の変更が、甲の責任の施行により行われた場合に生じた一切の損害。
- (9)本「提供業務」第8条第(2)号の状況を乙の責に帰すことができない事由により乙がこれを知らなかったために生じた一切の損害。

第 11 条 乙が業務を提携するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務提携に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有する。

別紙②

火災異常「提供業務」

この文書においては、委託者(指定管理者)を甲とし、受託者(警備会社)を乙とする。

第1条 乙は、終日、警報機器または甲もしくは第三者の所有に属し乙の認めた自動火災報知設備(以下「甲の機器」)によって感知される契約対象物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。

第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約対象物件に急行させ、必要な措置をとるものとする。

2. 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、又は乙が防犯「提供業務」をも受託している場合で、甲より警報機器がセットされている状態(その他乙において無人時と扱うことができる状態)において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

第3条 乙の契約対象物件における火災の有無の確認は、乙がその出入口の鍵の預託を受けていない施設された建物・部屋等については、外部よりの確認を限度とする。

2. 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破損損害については、甲は乙および消防隊に対して、損害賠償請求を一切行わないものとする。

第4条 甲は乙に対し、連絡優先順位を明示して緊急連絡先名を通知するものとし、当該緊急連絡先名を変更するときは事前に文書をもって乙に通知するものとする。

第5条 本書に定めなき業務提供に関する事項については必要の都度甲乙協議のうえ文書で取り決めるものとする。

第6条 乙は業務提供に関し甲が損害を被ったときには、甲は乙に対して損害賠償請求するにあたり、当該損害にかかる乙の責に帰すべき事由、および損害の範囲を客観的に証明するものとする。甲が前記の措置をとらない限り、乙はその損害について一切の責任を負わないものとする。

第7条 甲は、自己の責任において甲の機器の定期的保守点検を行い、その正常作動を保持するものとする。

2. 甲は、甲の機器の保守点検を実施するときには、その事前および事後に乙に連絡するものとする。
3. 甲は、甲の機器に変更を加えるときには、原則として15日前までに乙に通知するものとする。甲の任意の変更により発生したいかなる損害についても、乙は一切責任を負わないものとする。
4. 前項の変更に伴い甲の機器に増減が生じた場合は、それに伴い契約料金は変更されるものとする。
5. 甲の機器の正常作動の保持がなされず、乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障が生じる
6. 甲の機器の正常作動が保持されないことにより乙が損害を被った場合、乙は甲に対してその

賠償を請求できるものとする。前記処理が行われない場合は、乙は業務提供を停止することができるものとし、その間の契約料金については何ら変更ないものとする。

第8条 乙は、下記事項については、一切責任を負わないものとする。なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益およびこれにかかる費用は含まないものとする。

(1)乙が甲の要求により実施する特別のまたは追加業務提供行為から生じた障害、損害または損失。

かかる障害、損害または損失が乙またはその従業員、もしくはその代理人の過失その他いかなる理由によるものかを問わない。

(2)天変地異その他不可抗力により生じた一切の損害。

(3)乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線による送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。

(4)本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる「異常」を対象とするときに、緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた一切の損害。

第9条 乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務提供に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有する。

青山記念武道館植栽庭園管理仕様書

青山記念武道館植栽庭園管理の内容は、本仕様書の定めるところによる。

【サクラの防虫業務】

- 1 樹木対象
 サクラ(ソメイヨシノ)
- 2 管理内容
 防虫剤散布(1回350リットル)
- 3 回数
 年3回

【剪定除草業務】

- 1 管理対象
 青山記念武道館管理地内樹木等
- 2 管理内容
 バリカン等による剪定及び草刈機等による除草
- 3 回数
 年2回

【その他】

施設の景観を損なう敷地内の雑草等は適宜除去してください。

青山記念武道館電気設備保安管理業務仕様書

青山記念武道館電気設備保安管理業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象設備

青山記念武道館 半田市青山二丁目1番地の2

名称	需要設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置	
			容量 (kVA)	発電電圧 (V)
青山記念武道館	200	6,600	24	220

2 点検内容

別紙「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところによる。

保安全管理業務の細目と基準

本書は、青山記念武道館(以下「武道館」)の自家用電気工作物(以下「電気工作物」)の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安全管理業務」)に関する事項を定めるものです。以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」といいます。

1. 保安全管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安全管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

- ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的な基準は、別表に定める「点検、測量及び試験の基準」による)を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。
- ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、甲の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。
ただし、内熱力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、工事中に点検は行わないものとします。
- エ. 電機事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止に努めるべき措置を指導し、助言を行います。
この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。
- オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。
- カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。
- キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務従事者を立ち合わせます。

② 定例外の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

- ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。
 - ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、

乙は指導、助言又は協議を行うものとしします。

ア. 漏電火災報知器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク. 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3)使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとしします。

2. 相互の連絡

(1)甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとしします。

①遅滞なく連絡する事項

ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置(電話通報方式)が警報を発した場合。

オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ. 非常災害に備えて電機工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ. 電気事業者との受給契約を変更する場合。

サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取り扱う設備がある場合。

シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

(2)乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとしします。

ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。

イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置(自動通報方式)の警報を受信した場合。

ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1)次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2)電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件(下記のア～オの全てに該当することが必要)
 - ア. 溝外にわたる高圧電線路がないものであること。
 - イ. 柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。
 - ウ. 高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く)に可燃性絶縁油を使用していないものであること。
 - エ. 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
 - オ. 責任分界点から主遮断装置の間に電力需要用計測器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。
- (3)電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器(以下「絶縁監視装置等機器」)は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (4)甲は絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (5)絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (6)絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (7)甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1)乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2)絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3)電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議の上絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1)保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」)がある場合は、甲乙協議の上速やかに改修するものとします。
- (2)前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3)乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4)乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

6. その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めのない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表

点検、測定及び試験の基準

1. 需要設備

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
受電設備 含配電設備 ・二次変電室設備	引込線、電線、支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸化試験			○※2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
	母線、計測用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸化試験			○※3	
絶縁油耐圧試験				同上不良の場合		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック			○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			

		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	
電気 使用 場所 の 設備	電動機、電熱器 電気溶接機、その 他の電機器類、照 明装置、配線、配 線器具、接地装 置、配電線路の電 線等支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1, 6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック		○		
		漏電電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常 用 予 備 発 電 電 設備	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附 属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
予 備 発 電 電 設備	発電機及び励磁 装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器 開閉器 その他の電機器 類	受電設備と同じ				

注(1)「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

(2) 定期点検B(I)は無停電で行う点検(無停電点検)で、定期点検B(II)は停電して行う点検(停電点検)をいいます。なお、定期点検B(I)を実施する場合は3年に1回は定期点検B(II)を行うものとします。

(3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行われなことがあります。

(4) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B(I)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとします。

(5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年より上記の経過年数毎に行うものとします。

ただし、定期点検B(Ⅰ)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

(6)※4を付した測定は過去の実績によってその一部を又は全部を行わないことがあります。

(7)※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとします。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(8)※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(9)※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視を言います。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A, B実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

青山記念武道館自動扉保守点検業務仕様書

青山記念武道館自動扉保守点検業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。
この文書においては、委託者(指定管理者)を甲とし、受託者(保守点検会社)を乙とする。

1 保守点検対象の設置場所

青山記念武道館(半田市青山二丁目1番地の2)

2 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

3 保守点検整備の内容

(1)定期保守点検の回数は3カ月に1回の年4回とし、その内容は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- ・消耗度の著しい部品はないか点検及び取替え

(2)不調時点検整備

乙は、甲の故障呼び出しに応じ、技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

4 保守点検整備等物品負担区分

保守点検に係る消耗品(ヒューズ、潤滑油、各種締結部品)は乙の負担とする。
但し、保守以外下記の装置部品の取替え等を行う場合の費用は甲の負担とする。
(エンジン、コントローラー、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、
連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等)

青山記念武道館清掃業務仕様書

この仕様書は、清掃作業などの大要を示すものである。従って、現場の状況に応じて本仕様書に記載されていない事項であっても、建物及び施設保全又は美観上必要と認められた作業については実施するものとする。

この文書においては、委託者(半田市)を甲とし、受託者(指定管理者)を乙とする。

1 清掃業務期間

指定管理期間とする。

2 清掃範囲

別紙「清掃業務基準表」の範囲とする。

3 作業の日程

事務室・ホール・通路等・入館者や職員が通常使用する箇所の清掃は、主として開館時間外に行うこととし、開館時間中に行う場合は、人の少ない時間帯に行うものとする。開館時間は原則として次の通りとする。

午前9時から午後9時30分

4 消耗品等の負担

(1) トイレトーパー、ビニール袋、防臭剤、各種洗剤薬液、雑巾等の消耗費及び諸経費は乙の負担とする。また、これらは引火性、毒性等の危険がなく、かつ清掃箇所の材質に最も適した品質良好なものを使用する。消耗品は乙が責任を負うものとし、常に点検して不足分を補充する。

(2) 業務に使用する機械器具類は、すべて乙の負担とする。

5 その他

(1) 作業中の安全及び衛生管理には十分注意し、万一事故が生じた場合は、乙の責任において処置するものとする。

(2) 作業中、故意又は過失により施設、備品類を破損、汚損した場合は、甲に報告の上、乙の責任において原形復旧するものとする。

(3) 火災予防上、火気の取り扱いには厳重に注意し、防火訓練等必要に応じて実施するものとする。

(4) 清掃道具は、必ず所定の場所に整理格納し、所定以外の場所には置かないものとする。

(5) 電気、水道の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。

6 清掃内容

(1) 日常清掃

① 作業日：休館日を除く毎日

※休館日は原則として半田市体育施設条例施行規則の定めるものとする。

② 作業時間：施設の開館時間内

※運営状況によっては開館時間外に行う場合がある。

③ 作業の要領

別紙「清掃業務基準表」に基づき、次のとおり実施できるよう適正な人員を配置するものとする。ただし、この基準表は、作業の標準を示したもので汚れのひどい箇所、日常頻繁に使用する箇所は、随時必要な清掃を行い、常に清潔な状態を維持するものとする。

ア 床面及び壁面の清掃

※床面については床材に応じた清掃方法を十分考慮すること

イ 紙屑処理

- ウ テーブル、椅子、棚、備品類等の清掃
- エ 扉、ガラスドア、手摺りの清掃
- オ マットの除塵
- カ 汚物処理と容器清掃
- キ 衛生陶器、洗面台、鏡並びに流し台の清掃
- ク トイレtpーパーの補充
- ケ ユニットシャワーの洗浄
- コ 吸殻処理及び灰皿清掃
- サ 駐車場、敷地内等の除草

④消毒の実施

感染症対策のため、必要に応じ施設等の消毒を実施すること。

(2)定期清掃

①作業日

別紙「清掃業務基準表」に基づき、運営に支障のない日に実施するものとする。

②作業時間

原則として日常業務と同様とする。

③作業の要領

別紙「清掃業務基準表」に基づき、次の要領で実施ものとする。

ア 床の表面洗浄及びワックス塗布

※床面については床材に応じた洗浄方法を十分考慮し、ワックスについては甲が指定するものを使用すること。

イ ガラスの清掃

※ガラスの清掃については内外の両面清掃とする。また外面の清掃については高所作業が伴うため作業の安全等を十分考慮すること。

ウ マットの洗浄

※マットの洗浄については高圧洗浄機を使用し、材質に合った適切な方法で行うこと。

エ 網戸の清掃

オ 受水槽の清掃

別紙

清掃業務基準表

区域別	清掃場所			日 常 清 掃														定 期 清 掃										備 考							
	清掃場所	床 材	面積(m ²)	床面の掃き掃除・拭き掃除	タイル床面の水洗い	床面キズ等の部分補修	カウンター・手すりの清掃	扉・ガラス・鏡類の清掃	展示物のホコリ払い	机・椅子・棚・備品類等の清掃	ヨロイ窓清掃	その他部分ふき・みがき清掃	流し台、洗面台、シャワー等水回りの清掃	衛生陶器の清掃	トイレ・ベーパー、手洗い用洗剤等の補充	ゴミ・茶ガラ・吸殻・汚物等の処理と容器清掃	植栽の散水	外周のゴミ拾い、除草	側溝清掃	床の表面洗浄	床のワックス剥離	床のワックス塗布	ガラス清掃	カーペット類洗浄	網戸の清掃	受水槽清掃	照明器具清掃		空調又は換気口清掃	雨どい清掃	天井など高所ホコリ払い	椅子など調度類の薬品による拭き			
1	風除室	玄 昌 石	16.8	1				1	1		適					適			2			4	1												
	玄 関	〃	28.6	1				1	1		適								2			4	1												
	ホ ー ル	檜 緑 甲 板	219.4	1						1													4	1											
	事 務 室	〃	41.6	1												1							4	1											
	応 接 室	桜 緑 甲 板	23.7	1						1													4	1											
	第一会議室	畳	65.0	1						1													4	1											
	第二会議室	桜 緑 甲 板	42.8	1						1													4	1											
	第三会議室	畳	33.9	1						1													4	1											
	大 道 場	楯フローリング	841.2	1																1	1	4	1										ワックスは、別紙「青山記念武道館指定ワックス」とする。		
	〃 上 檜	檜 緑 甲 板	74.5	1																															
	〃 控 室	畳	19.1	1						1													4	1											
	〃 通 路	檜 緑 甲 板	39.0	1																			4												
	〃 湯 沸	〃	2.6	1									1			1																			
	〃 便 所	長尺塩ビシート	4.2	1				1				適	1	1	適	1				1	1														
	小 道 場	楯フローリング	225.1	1																1	1	4	1											ワックスは、別紙「青山記念武道館指定ワックス」とする。	
	〃 上 檜	檜 緑 甲 板	18.2	1																															
	〃 控 室	畳	16.8	1						1																									
	〃 通 路	檜 緑 甲 板	10.2	1																			4												
	〃 湯 沸	〃	5.0	1									1			1																			
	〃 便 所	長尺塩ビシート	2.7	1				1				適	1	1	適	1				1	1														
	男子更衣室	檜 緑 甲 板	43.7	2/週							2/週					2/週								4											
	〃 洗 面	藤シート・リネンマット	15.8	2/週				2/週				適	2/週			1							4												
〃 シャワー室	磁気タイル	20.8	2/週	適							適	2/週							2		4														
女子更衣室	檜 緑 甲 板	27.5	2/週							2/週					2/週																				
〃 洗 面	藤シート・リネンマット	6.1	2/週				2/週				適	2/週			1																				
〃 シャワー室	磁気タイル	8.6	2/週	適							適	2/週							2																
男女便所	〃	71.8	1	適			1				適	1	1	適	1				2																
身障者便所	長尺塩ビシート	3.2	1				1				適	1	1	適	1				1	1															
応 接 室 湯 沸	檜 緑 甲 板	4.9	1									1			1																				
渡 廊 下	〃	10.1	1																			4													
器 具 庫	楯フローリング	122.2	1/週						1/週																										

青山記念武道館建築物定期調査・定期検査業務仕様書

青山記念武道館建築物定期調査・定期検査業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象場所

施設名：青山記念武道館
所在地：半田市青山二丁目1番地の2
敷地面積：11,493.40 m²
建築面積：2,232.90 m²
構造：RC、SRC、S造

2 業務内容

建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の規定に基づく施設の調査・検査及び定期報告書の作成・提出

3 実施方法

- ・資格者(専門技術を有する者)による調査・検査を実施
- ・資格者は報告書を作成し、報告時期の期間内に愛知県へ提出

4 調査項目

- ・敷地及び地盤調査
- ・建築物の外部調査
- ・屋上及び屋根の調査
- ・建築物の内部調査
- ・避難施設等の調査
- ・その他 煙突・避雷設備・特殊な構造等

5 回数及び実施月

- ・定期調査(建築物)
3年に1度
※青山記念武道館は令和3年度、令和6年度に実施し、次回は令和9年度の予定
- ・定期検査(建築物に設けられた建築設備等)
1年に1度
※青山記念武道館は防火設備について報告

6 定期調査・定期検査実施者

一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣が定める資格者

青山公園駐車場門扉開閉業務仕様書

青山ひろば駐車場門扉開閉業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

- 1 対象場所
青山公園駐車場
- 2 業務期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日のうち、青山記念武道館開館日に限る。
- 3 業務内容等
 - ・青山公園駐車場の門扉の開閉
開門時間 午前9時
閉門時間 午後9時30分
 - ・閉門後の駐車場内に車両がある場合は、注意文書を該当車両に付すこと。
 - ・注意文書には、開閉時間の案内と連絡先(市役所宿直室)を記載した内容とする。
(駐車場閉門後、駐車場内にある車両の対応は市役所宿直とする。)

体育施設年間行事調整業務仕様書

1. 業務内容

- ①年間行事の調整案内に関する業務
- ②年間行事の調整に関する業務
- ③年間行事の結果確認に関する業務
- ④調整後の変更（追加・変更・キャンセル等）に関する業務

2. 対象期間（年2回）

- ①4月分から6月分
- ②7月分から3月分

3. 対象団体、大会等（調整優先順位）

- 1・本市、半田市教育委員会（スポーツ課にて調整）
- 2・愛知県、愛知県教育委員会が主催する事業、国体関連事業
- 3・半田市スポーツ協会加盟団体が主催する事業
 - 3-1・半田市スポーツ大会（半田祭）
 - 3-2・半田市民スポーツ大会
 - 3-3・半田市スポーツ協会加盟団体が主催するその他の大会
- 4・地域スポーツクラブが主催する事業
- 5・愛知県スポーツ協会加盟団体主催する県規模の大会
- 6・愛知県高体連等が主催する県規模の大会
- 7・尾張部、知多地区等各ブロック単位で開催される大会
- 8・その他、一般の大会等